



フレッシュ生衛信州 令和6年2月号

生活衛生同業組合へ加入しましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、業界の健全な振興、衛生水準の向上並びに利用者・消費者サービスの向上等を目的として、自主的な活動を行っている法人です。組合加入は多くのメリットがあります。たとえば

- ・日本政策金融公庫の生活衛生融資を有利な条件で利用できます。
- ・各種共済や保険制度に、一般より安い掛金で加入でき、保険料が節約できます。
- ・経営に必要な情報を迅速に入手できます。
- ・講習会、研修会等に無料で参加できます。
- ・経営、税務、法律などの無料相談が受けられます。

組合に関するお問い合わせは県内の各生活衛生同業組合へ

組合名	TEL	組合名	TEL
長野県鮎商生活衛生同業組合	026-234-6555	長野県ホテル旅館生活衛生同業組合	026-266-7575
長野県社交飲食業生活衛生同業組合	026-235-2131	長野県美容業生活衛生同業組合	026-228-0404
長野県そば商生活衛生同業組合	026-233-3833	長野県興行生活衛生同業組合	0266-24-0002
長野県料理業生活衛生同業組合	0263-72-2020	長野県クリーニング生活衛生同業組合	026-267-4050
長野県食肉生活衛生同業組合	026-233-0795	長野県理容生活衛生同業組合	0263-33-6650
長野県飲食業生活衛生同業組合	026-228-0975	長野県公衆浴場業生活衛生同業組合	0268-22-5678

生活衛生関係営業のデジタル化推進の手引き・事例等

厚生労働省では、生活衛生関係営業向けのデジタル化推進の手引き・事例集等をホームページに掲載しています。デジタル化の進め方、生産性向上のためのヒントなど、デジタル化推進のマニュアルとしてご活用ください。

○ 生活衛生関係営業向け「デジタル化推進の手引き<基礎編>」

- 1 【総論】 デジタル化を巡る現状と動向、課題
- 2 ホームページと SNS の効果的な活用
- 3 POS レジの導入
- 4 業務の自動化
- 5 キャッシュレス決済
- 6 モバイルを活用したオーダーシステム
- 7 データの活用
- 8 効果的な顧客管理の方法
- 9 財務会計ツールの活用
- 10 人事・勤怠管理ツール
- 11 IT 導入補助金の申請方法と活用のポイント



○ 生活衛生関係営業（業種別編）「デジタル化による生産性向上のすすめ」

- 1 理容業
- 2 美容業
- 3 クリーニング業
- 4 興行場営業
- 5 公衆浴場業
- 6 旅館・ホテル業
- 7 食肉・食鳥肉販売業
- 8 冰雪販売業
- 9 飲食業



○ 生活衛生関係営業「デジタル導入の取組事例集」

アドレス：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/seikatsu-eisei33/index_00010.html

事例集に掲載されている県内の飲食店

海鮮料理の店 福庵 （長野市）

取組内容

● ネット予約とキャッシュレス決済で利便性向上

ホームページを改修し、ネットから予約ができるようにした。特にテイクアウトについては、ネット予約による注文を増やすことで売上向上を図った。

QRコード決済などキャッシュレス決済の種類を増やした。これにより特に若年層の来店増加を図った。



●POS データから ABC 分析し、チラシに反映

80 種類以上の海鮮丼を提供するのが同店の売りだが、顧客にとっては商品を選ぶのに迷うこともあった。そこで、従来より導入していた POS データを ABC 分析し、人気のある丼、さらに原価計算をしたうえで効果的とみられる丼を 10 商品選び、おすすめとしてチラシに掲載した。

今後の取組

ネット予約に関しては 11 月～12 月と 2 か月でこれまで以上の実績があったが、テイクアウト全体の 13%程度とまだ低い。今後もネット予約に対する告知を継続していく。平日夜の席の予約制導入についても、顕著な成果が出ていない。そのため、何らかの特典を付けることも検討し、夜の来店客増加に向けたさらなる工夫が必要と考えている。

* 事例集から、一部抜粋してご紹介しました。

センター専門相談窓口をご利用ください

長野県生活衛生営業指導センターでは、新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けている生活衛生営業者の皆様からの幅広い相談に、ワンストップで対応できる専門相談窓口を開設しています。

1 個別相談の実施内容

専門家（中小企業診断士・社会保険労務士・税理士・弁護士・行政書士）及び経営指導員が相談に応じます。相談は無料です。

- 相談内容**
- ①国の支援施策の利用・申請
 - ②県・市等支援施策の利用・申請
 - ③生活衛生貸付等融資の利用
 - ④コロナ禍における経営相談等

- 相談場所**
- ①長野県生活衛生営業指導センター（長野市妻科）
 - ②営業店舗等 ※専門家を派遣します



2 申込方法

[「無料相談申込書」](#)（4月号最終ページに掲載）を FAX 送信（または、電話・メールで連絡）してください。センターで相談内容を確認し、専門家との日程調整などを行います。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

令和 6 年 2 月・3 月の行事予定

- 2月14日（水） 13:30～ 税務講習会
- 14:40～ 融資連絡会議
- 15:30～ 生衛組合意見交換会 （長野市 ホテル国際21）
- 3月21日（木） 14:00～ 後継者育成支援協議会
- 14:30～ 指導センター及び連合会理事会 （長野市 ホテル国際21）

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

[一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会]

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp